

東村山市都市計画地区計画の決定（東村山市決定）

都市計画恩多地区地区計画を次のように決定する。

| | | |
|--------------------|--------------|--|
| 名 称 | 恩多地区地区計画 | |
| 位 置 | 東村山市恩多町1丁目地内 | |
| 面 積 | 約4.4ha | |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 地区計画の目標 | 本区域は、恩多柳窪土地区画整理事業の施行により必要な道路及び公園等の公共施設の整備が行われた区域である。このため地区計画を策定し、良好な住環境を形成することを目的とする。 |
| | 土地利用の方針 | 都市計画道路3・4・5号線沿いについては、周辺の環境を配慮し、将来の沿道立地性を考慮した土地利用を図る。又、その他の地域については、良好な低層住宅の形成を図る。 |
| | 地区施設の整備の方針 | 清掃施設（集積所）を各街区ごとにその必要数に応じ配置する。電柱は、道路幅員を確保するため民有地に配置する。 |
| | 建築物等の整備の方針 | 建築物の建て詰まりを避け、又、敷地の再配分による過小宅地を防止するため、敷地面積の最低限度を定める。さらに、建築物の秩序化と災害時から安全を図るため、建築物の高さの制限、壁面の位置の制限及び垣若しくは柵の制限を行う。 |

| | | | | |
|-----------------------|---|---------------|---|--------------------------------|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 地区区分 | A区域 | B区域 |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 敷地面積は135㎡以上とする。 | |
| | | 壁面の位置の制限 | 建築物の壁面の位置は次のとおりとする。 | |
| | | | 都市計画道路(東3・4・5号線)境界線より1.5m以上(地上2以上の階は除く) その他の道路境界線より1.0m以上 隣地境界線より0.5m以上 | 道路境界線より1.0m以上 隣地境界線より0.7m以上 |
| | | 建築物の高さの最高限度 | 建築物の高さの最高限度は、地盤面から9.0m以下かつ階数は地上2以下とする。ただし、敷地面積が500㎡以上の建築物の高さは10m以下とする。 | |
| | | 意匠の制限 | 屋根、外壁等の色彩は良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。 | |
| | | 垣若しくは柵の構造の制限 | 道路境界線の垣若しくは柵の構造は、生垣とする。ただし、コンクリートブロック造、石造り等これらに類するものを設置する場合は、宅地の地盤面から0.6m以下とする。 | |
| 区域及び地区の細区分は計画図表示のとおり。 | | | | |
| 理 由 | 恩多地区は、土地区画整理事業によって基盤整備が行われた区域であるので、良好な住環境の形成を図る地区計画を決定する。 | | | |